

宮崎県五ヶ瀬中等教育学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 恵まれた自然の中で感性を磨き、生徒一人ひとりの個性を開発する教育を通して、眼（まなこ）を世界に開き、未来を切り拓く、創造性豊かで主体的に生きる人間の育成を図るのもと、感動と感性の教育を基盤に、部活動をとおして技術、人間性を磨き、たくましい心と身体、豊かな情操を育成する。
- (2) 伝統ある本校の魅力を、部活動をとおして校外に発信するとともに、家庭や地域と連携を深め、地域の活性化に貢献する。
- (3) 技術の向上のみならず、他者への思いやりや感謝の気持ち、挨拶をはじめとした礼儀など、将来社会で活躍していくための資質の向上を図る。
- (4) 部活動をとおして主体的に活動できるとともに、スポーツ、文化の楽しさや喜びを深く味わうことで、生涯にわたって豊かな生活を営む態度を育てる。

2 本年度の目標

- (1) 本年度設置する部活動について

陸上競技・バスケット・ソフトテニス・サッカー・剣道・弓道・バドミントン・スキー・美術・書道・囲碁・太鼓

- (2) 活動時間及び日数について

① 活動時間〈学期中〉平日：前期生 1時間40分 後期生 1時間20分

週休日：3時間(練習試合や大会等を除く)

② 休養日 平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上を原則とするが、寮生活における時間設定で、日常の部活動時間が限られていることや、長期休業等に部活動を実施できない日があるため、少なくとも週に1日以上休養日を設定とする。週休日に1日中部活動を実施した場合は、原則として土日のどちらかを休業日とする。

③ その他

- ・定期考査3日前は部活動を行わない。定期中・後に大会等がある場合は、部顧問が申請をする。
- ・長期休業中は帰省をしているため、実施しない。
- ・部顧問が保護者へ活動方針や年間計画等の連絡を行う。

3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問をはじめとする指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであると認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者の理解と協力について

本校は保護者と離れて暮らす生徒を預かりながらの部活動となり、保護者の協力は必要不可欠であることから、活動方針、活動計画を明確にし、保護者に示す。

4 その他

上記以外の事項については、校長が決定する。

平成31年2月制定